

京都市財産記録管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 134 号

京都市財産記録管理規則の一部を改正する規則

京都市財産記録管理規則の一部を次のように改正する。

第3条中「別表右欄」を「別表の右欄」に、「その所管に属する財産のうち、別表左欄」を「同表の左欄」に、「もの」を「財産」に、「別表中欄」を「同表の中欄」に改める。

別表中「理財局長」を「行財政局財政担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(会計室)